

# 児童手当などの手続をしましょう



問い合わせ / こども家庭課 (市役所4階) ☎55-2738 ㊚51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など		申請に必要なもの			
児童手当	0歳～中学3年修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	<b>所得制限限度額未満の場合</b> <b>《3歳未満》</b> 一律 1万5,000円 <b>《3歳以上小学6年生まで》</b> 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 <b>《中学生》</b> 一律 1万円 <b>所得制限限度額以上の場合</b> 一律 5,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証もしくは年金加入証明書(用紙はこども家庭課)</li> <li>●請求者の個人番号カード(もしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書)</li> <li>●配偶者の個人番号カードもしくは通知カード</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> </tr> </table>	扶養人数(例)	所得制限限度額		2人	698万円	4人
扶養人数(例)	所得制限限度額							
2人	698万円							
4人	774万円							
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父(事実上婚姻関係がある人は除く)、養育者 ○離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ○父または母が重度の障害の状態にある ○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。	例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 95万円	<b>児童1人</b> 4万2,330円 (平成28年4月～)	2人目 所得に応じて 5,000円～ 1万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭等の確認書</li> <li>●申請者と児童の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</li> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証</li> <li>●申請者の年金手帳</li> </ul> ※申請者本人による事前相談が必要です。			
		例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	<b>児童1人</b> 所得に応じて 9,990円～ 4万2,320円 (平成28年4月～)	3人目以降 所得に応じて 3,000円～ 6,000円 (平成28年8月～)				
母子家庭等医療費	○20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭の母(父)と児童 ○20歳未満で両親のいない家庭の児童 ○配偶者の身体に重度の障害がある家庭の母(父)と20歳未満の児童 ○配偶者がDV保護命令を受けたため、その扶養を受けることができない母(父)と児童	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。	<b>助成の範囲</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●健康保険証(対象者全員分)</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> </ul>			
	小学校就学の始期から義務教育終了までの母子(父子)家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた人	なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの(個室使用料・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。 ※平成28年7月診療分から食事療養標準負担額が助成の対象になりました。			<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●健康保険証(対象者全員分)</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●領収書</li> </ul>		
子ども医療費	<b>対象年齢</b> 0歳～中学3年修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)	<b>自己負担金</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●母子手帳</li> <li>●子どもの健康保険証</li> </ul>				
		<b>通院の場合</b> 1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。	<b>入院の場合</b> なし ※平成28年10月診療分から入院時自己負担額(食事療養標準負担額を含む)が無料になりました。		どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外の場合があります。			

※「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人がこども家庭課へ。  
 ※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。